

平成23年度税制改正の主要項目が見送られた結果、実施される中では、数少ない目玉の一つとなるのが雇用促進税制の創設です。雇用する人の数に比例して税額控除が大きくなる仕組みです。

(1) 雇用促進税制の基本的な仕組み

青色申告書を提出する事業者（個人を含む）が当期及び前期に離職者がいない証明を受けた場合を条件に、雇用保険の一般被保険者の数を前期末より10%以上、かつ5人以上増やした場合には、増加した人数に応じて一人20万円の税額控除が受けられる制度です（中小企業等は(2)）。税額控除は当期の税額の10%が上限となります。

ただし、雇用者を増やしても給与支給額を減らしては制度の趣旨に合いませんので、給与支給額を増加させていることが条件となります。主な適用要件は図表-2のとおりです。

(2) 雇用促進税制の中小企業特例

従業員規模の小さい中小・零細事業者に配慮して、中小企業等は、一般被保険者の数を前期末より**2人以上**増やした場合に雇用促進税制を適用できることとしています。

10%以上の増加要件は大企業と同じなので、例えば、従業員30名の会社では3人の新規採用、あるいはパート等を一般被保険者とすることにより、税額控除（当期の税額の20%が上限）が受けられます。

また、**中小企業等は、住民税からも同額の税額控除が受けられる仕組み**となっていて、さきほどの例では「3人×(20万円+20万円)=120万円」の税額控除となります。

← ここがポイント

<適用関係>

平成23年4月1日から26年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

図表-2 雇用促進税制の主な仕組み

区分	内容	
適用対象者	青色申告書を提出する事業者(風俗営業等を営む事業者は除く)	
適用要件 (中小特例)	当該事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上及び5人以上増加していること 上記5人以上→2人以上に緩和	
税制控除額 (中小特例)	増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円 住民税からも上記の額を控除	
控除限度額 (中小特例)	当期の税額の10%を限度 当期の税額の20%を限度	
適用期間	平成23年4月1日から26年3月31日までの間に開始する 各事業年度において適用	
手続き	(事業年度開始時)	ハローワークに雇用促進計画を届出(8月1日から受付)
	(事業年度終了後)	ハローワークで以下の要件の確認を受ける ①雇用保険一般被保険者数の増加(上記の適用要件) ②事業主都合の離職がないこと ③支払給与額の増加(下記の算式) 給与増加額 \geq 前事業年度の給与額×雇用者の増加率×30%